

第4章

安全・快適、みどりあふれるまち

- | | | | | | |
|------|--------------------------|-----|----|--------------------------|-----|
| 40-1 | 良好な地域環境を作る … | 144 | 45 | 地域生活を支える
駅周辺のまちづくり …… | 170 |
| 40-2 | 地域特性を活かした
まちづくりの推進 …… | 148 | 46 | みどりの保全と創出 …… | 172 |
| 41 | 災害に強い安全な
まちづくり …… | 152 | 47 | 自立分散型エネルギー社会の
構築 …… | 175 |
| 42 | 地域防災力の向上 …… | 156 | 48 | リサイクルの推進と
ごみの発生抑制 …… | 178 |
| 43 | 安全・安心な地域づくり … | 160 | 49 | 住まい確保のサポート …… | 183 |
| 44 | 鉄道・道路など
都市インフラの整備 …… | 162 | | | |



リニューアルした光が丘清掃工場

40-1 良好な地域環境を作る

【関連文書：「練馬区の環境」練馬区環境部環境課】

(1) まちづくりで環境に配慮する

環境影響評価（環境アセスメント）制度は、大規模なまちづくりを進める際に、その計画の実施が環境に与える影響を予測・評価して結果を公表し、住民や自治体の意見を事業計画に反映させ、環境に対する著しい影響の発生を未然に防止するための一連の手続である。

これまで区が関係地域になった事業は、3年度末現在20件である。3年度は、「西武鉄道西武新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）連続立体交差事業」に係る手続が行われた。

(2) 公害問題の解決を図り、地球環境の保全・改善を推進する

●大気汚染

大気汚染は、自動車や工場等から排出される窒素酸化物、光化学オキシダントおよび浮遊粒子状物質等によって引き起こされている。大気汚染物質に関する環境基準（※）は、つぎの表のとおりである。

特に、廃棄物焼却炉を主な発生源とするダイオキシン類汚染と、建築物の耐火材等に使用されていたアスベストの飛散が問題となっている。このため、環境調査および発生源対策を実施している。

※環境基準：

「環境基本法」に基づき定められた、人の健康を保護し生活環境を良好に保つため維持することが望ましい基準

【大気汚染物質に関する環境基準】

物質	環境基準	長期的評価の方法
二酸化窒素（※）	1時間値の1日平均値が、0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下	年間の1日平均値のうち、低い方から98%に相当する日の値（98%値）が0.06ppm以下であれば「達成」とする。
浮遊粒子状物質（※）	1時間値の1日平均値が、0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下	年間の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した日の値（2%除外値）が環境基準以下であれば「達成」とする。 （ただし、1日平均値が2日以上連続して環境基準を超えていた場合は「非達成」）
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下	

※：1年間に6,000時間以上測定した測定局が評価の対象

1 大気汚染の状況

区内における大気汚染の実態を把握するため、区は10か所の測定室を設置している。3年度の各大気汚染物質の状況は、つぎのとおりである。

【大気汚染測定結果（区測定）】

3年度

測定室	二酸化窒素 (NO ₂) (単位：ppm)			浮遊粒子状物質 (SPM) (単位：mg/m ³)			光化学オキシダント (Ox) (単位：ppm)	
	適否	1日平均値	1時間値の98%日平均値	適否	1日平均値	2%日平均値の除外値	適否	1時間値
豊玉北	○	0.012	0.032	○	0.012	0.029	×	0.149
石神井南中学校	○	0.012	0.029	—	—	—	×	0.156
大泉中学校	○	0.015	0.037	—	—	—	×	0.106
くすのき緑地	○	0.020	0.039	—	—	—	—	—
石神井西小学校	○	0.016	0.031	—	—	—	—	—
長光寺橋公園	○	0.017	0.034	○	0.012	0.031	—	—
谷原交差点	○	0.018	0.035	○	0.013	0.030	—	—
小竹	○	0.014	0.033	○	0.011	0.027	—	—
高松一丁目	○	0.014	0.032	○	0.011	0.029	—	—
大泉町四丁目	○	0.014	0.032	—	—	—	—	—

注：適否とは、環境基準を達成できたか否かを表す。

(1) 二酸化窒素 (NO₂) 1時間値の1日平均値（一般環境・沿道環境）

1時間値の1日平均値は、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を下回っていた。

【一般環境】

(単位：ppm)

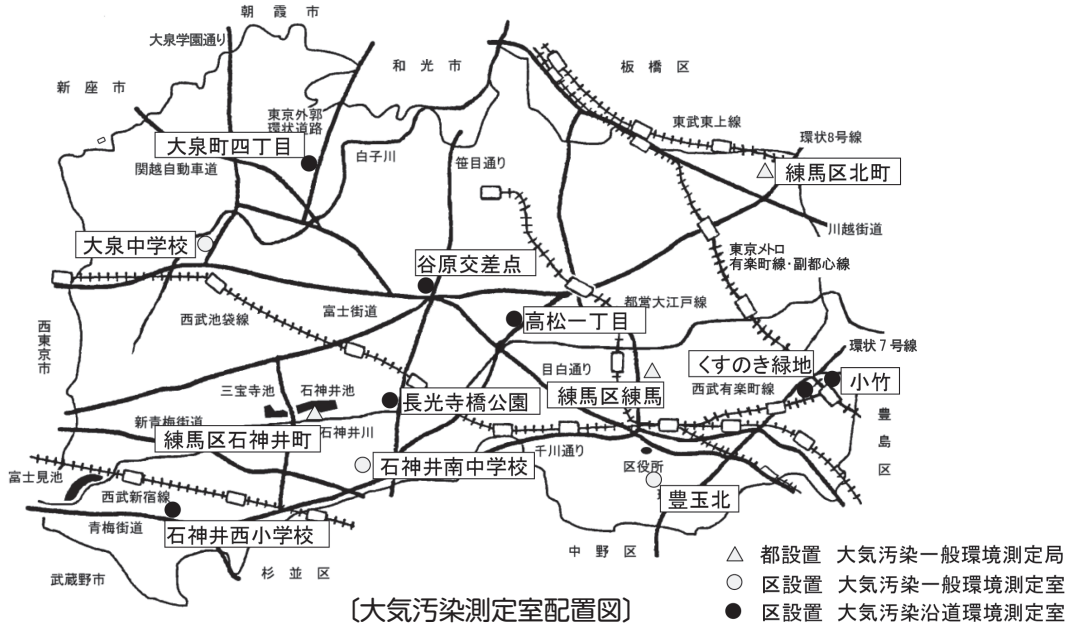
測定室	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
豊玉北	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012
石神井南中学校	0.016	0.014	0.013	0.013	0.012
大泉中学校	0.016	0.014	0.014	0.014	0.015

【沿道環境】

(単位：ppm)

測定室	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
北町小学校（※）	0.025	0.022	0.020	—	—
くすのき緑地	0.025	0.023	0.022	0.020	0.020
石神井西小学校	0.022	0.020	0.018	0.017	0.016
長光寺橋公園	0.022	0.020	0.019	0.019	0.017
谷原交差点	0.023	0.021	0.019	0.018	0.018
大泉北小学校（※）	0.017	0.015	0.015	—	—
小竹	0.019	0.017	0.015	0.015	0.014
高松一丁目	0.018	0.016	0.015	0.015	0.014
大泉町三丁目（※）	0.018	0.016	0.015	—	—
大泉町四丁目	0.019	0.017	0.016	0.015	0.014

※：大気汚染は改善傾向にあるため、近隣に測定所がある北町小学校、大泉北小学校、大泉町三丁目での測定を元年度で終了した。



(2) 浮遊粒子状物質 (SPM) 1 時間値の 1 日平均値
1 時間値の 1 日平均値については、つぎのとおりである。全か所とも環境基準を下回っていた。

〔浮遊粒子状物質 (SPM)〕 (単位: mg/m³)

測定室	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
豊玉北	0.016	0.020	0.015	0.015	0.012
長光寺橋公園	0.018	0.018	0.015	0.014	0.012
谷原交差点	0.018	0.019	0.017	0.017	0.013
小竹	0.019	0.021	0.014	0.013	0.011
高松一丁目	0.017	0.016	0.013	0.014	0.011

(3) 光化学オキシダント (Ox) 1 時間値
環境基準 (1 時間値 0.06ppm 以下) については、全か所ともに達成していない。

〔光化学オキシダント (Ox)〕 (単位: ppm)

測定室	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
豊玉北	0.159	0.160	0.145	0.178	0.149
石神井南中学校	0.161	0.137	0.158	0.151	0.156
大泉中学校	0.151	0.126	0.145	0.133	0.106

2 光化学スモッグ

3 年度の注意報の発令日数は 3 日で、光化学スモッグによると思われる被害の届出はなかった。

3 ダイオキシン類環境調査

3 年度も区内 3 か所で年 4 回 (5・8・11・2 月)、大気環境中のダイオキシン類について調査を行った。

結果は、各項目とも、全ての地点で環境基準を下回っていた。

4 アスベスト環境調査

3 年度も区内 4 か所で年 4 回 (5・8・11・2 月)、大気環境中のアスベストについて調査を行った。

結果は 0.18 本/ℓ (総繊維数濃度) であった。

なお、アスベストの環境基準は設定されていない。

●練馬区アスベスト飛散防止条例

平成 18 年 1 月に「練馬区アスベスト飛散防止条例」を施行し、「大気汚染防止法」による規制の対象外であったアスベスト含有成形板等の除去等工事についても規制の対象とし、工事規模に応じて区への事前届出を義務付けている。

また、露出したアスベスト含有吹付け材が存在する一定規模以上の集客施設等に対し、除去・囲い込み等の措置を義務付けている。

「大気汚染防止法」が 2 年 6 月に改正、翌 3 年 4 月に一部施行され、アスベスト含有成形板等の除去等工事も同法の規制対象に加えられたことから、法との整合を図るため条例を改正し、3 年 4 月に一部施行した。

4 年 4 月には、法改正により新設される事前調査結果報告制度の開始に合わせて、改正条例の残る規定を施行し、前述の届出制度の廃止およびアスベスト含有建材の除去等工事に係る標識の設置報告制度を開始した。

●事業所の有害化学物質適正管理に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、59 種類の化学物質について年間各 100kg 以上使用した場合に、使用量等を区長に報告することが義務付けられている。3 年度は、ガソリンスタンド等 49 事業所から使用量等の報告があった。

●事業所の土壌汚染対策に関する規制指導

「東京都環境確保条例」により、有害物質による土壌汚染が人の健康に支障を及ぼすことを防止するため、以下の場合には土壌調査が義務付けられている。

なお、調査の結果、汚染が判明した場合には、基準を超過した物質の種類や汚染の状態に応じた措置を講じなければならない。

1 対象となる事業所

指定された26物質（揮発性有機化合物、重金属、農薬等）の取扱い履歴のある事業所

2 対象となる状況

- (1) 事業場の廃止または主要な施設等を除却する場合
- (2) 3,000㎡以上の土地等を改変する場合（都所管）
3年度は、9事業所から区へ調査結果の報告があった。

●放射線量の測定

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故を受けて、平成23年6月から区内の区立施設12か所の定点で空間放射線量の測定を行っている。3年度の測定結果は0.026～0.086マイクロシーベルト/時であり、区の対応基準である0.24マイクロシーベルト/時以下であった。

●水質汚濁

水質汚濁は生活排水、工場・事業所の排水などの影響によって生じる現象である。

水質調査結果は、降雨や河川改修工事の影響を除き、水の性質や見た目の清浄さを示す生活環境項目、人の健康に影響を及ぼす恐れのある有機重金属等の項目のいずれも環境基準を満たしている。

●公害に関する苦情および相談の処理事務

騒音、振動および悪臭等の公害問題に関する対応として、騒音計および振動計の貸出し、啓発パンフレットの配布、相談等を受け付けている。

相談等への対応として、主に現地調査や、対象となる原因者に対する指導等を行っている。対象の相談等が夜間に発生しているものへの対応として、夜間騒音等実態調査も実施しており、3年度は延べ19件実施した。

〔現象・業種別苦情受付件数〕

（単位：件） 3年度

	工場	指定作業場	建設作業	一般	不明	合計	構成比 (%)
ばい煙	0	1	0	10	2	13	4.1
粉じん(※)	0	0	28	2	0	30	9.5
有害ガス	0	0	0	0	0	0	0.0
悪臭	0	0	2	21	5	28	8.9
汚水	0	0	0	0	0	0	0.0
騒音	4	1	98	54	2	159	50.3
振動	0	0	70	3	0	73	23.1
地盤沈下	0	0	1	0	0	1	0.3
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0.0
その他	0	0	9	3	0	12	3.8
合計	4	2	208	93	9	316	100.0

注：2項目以上の公害現象がある場合、各現象ごとに1件としてカウント
※：石綿に関するものを含む

(3) まちの美化を進める

●「ポイ捨て・落書防止条例」および「歩行喫煙等の防止条例」の施行

「練馬区ポイ捨ておよび落書行為の防止に関する条例」（平成9年3月制定）、「練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例」（21年10月制定）に基づき、環境の美化や安全で快適な地域社会のため、区・区民・事業者が協力して以下の取組を行っている。

1 まち美化意識の啓発

3年度は、5月と11月を美化活動月間と位置づけ、町会・自治会を中心に新型コロナウイルス感染拡大防止に考慮しながら、清掃活動を実施した。歩行喫煙等の防止条例周知キャンペーンは、光が丘駅周辺で実施した。

2 美化活動の推進

(1) 環境美化推進地区

区民が積極的にまちの環境美化に取り組んでいる地域や、駅前など人通りが多い地域を「環境美化推進地区」として指定し、地域内の町会・自治会等に清掃用具を提供したり、地域内の落書き消しを実施するなどの支援を行っている。（3年度 36地区 43,432世帯）

(2) 環境美化活動団体

区民による自主的の清掃活動を支援するため、一定の要件を満たす団体を「環境美化活動団体」として登録し、清掃用具を提供している。（3年度 町会・自治会 56団体 49,200世帯、ボランティア団体 52団体 6,328人）

3 条例の周知および歩行喫煙等の防止の推進

(1) マナーアップ指導業務

平成21年12月からマナーアップ指導員が区内の駅周辺を中心に巡回し、歩行喫煙者等に対する注意指導を行っている。

- (2) 路面表示シート等による周知
歩行喫煙等の禁止を促す路面表示シートを区内の駅周辺の約620か所に貼付している。

また、区内250本の電柱に巻看板を掲出している。

- (3) 喫煙所の設置

歩行喫煙やたばこのポイ捨てを防止するため、3年度末現在、練馬駅2か所、大泉学園駅、中村橋駅、光が丘駅に喫煙所を設置している。



〔路面表示シート〕

4 歩行喫煙率調査

歩行喫煙の現況を把握するため、平成14年度から、練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で歩行者に占める歩行喫煙者の割合を調査している。

歩行喫煙率は、14年度2.6%だったものが、3年度には0.08%にまで減少した。(数値は4駅全20調査地点の集計値)

5 ポイ捨て実態調査

区内の駅周辺におけるポイ捨ての現況を把握するため、平成19年度から練馬・大泉学園・石神井公園・光が丘の4駅で、ポイ捨てされたたばこの吸い殻の本数を調査している。

調査開始当初は、4駅の吸い殻本数の合計は1日あたり500本前後であった。3年度は137本となっている。

6 落書き対策

民家の塀や壁に落書きされた場合、被害者からの申請に応じて、落書き消しを行っている。(3年度 1件、1か所、延べ8㎡)

●カラス対策

民有地の樹木などにカラスが営巣し、親カラスが人を威嚇、攻撃する状況にある場合、その原因となる巣の撤去などを行っている。3年度は29巣を撤去した。

●アライグマ・ハクビシン対策

平成30年度からアライグマやハクビシンが天井裏へ侵入するなどの生活被害を受けている場合、わなを設置し、捕獲する事業を行っている。3年度はハクビシンを15頭、アライグマを3頭捕獲した。

●空き家およびいわゆる「ごみ屋敷」対策の推進

適正に管理が行われていない空き家が、防災・防犯面での懸念や不法投棄の誘発、景観の阻害など、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。国は、

地域住民の生命、身体または財産を保護するとともに、生活環境の保全を図り、併せて空き家の活用を促進するため、平成26年11月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法」を制定し、27年5月に全面施行した。

一方で、空き家だけではなく、居住者がいながら堆積物等による不良な状態にある居住建築物（いわゆる「ごみ屋敷」）をめぐる問題も、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている。

区は、問題解決に向けて「練馬区空き家等対策計画」を29年2月に策定（3年3月に一部修正）するとともに、同年7月に「練馬区空き家等および不良居住建築物等の適正管理に関する条例」を制定した。

法律、建築、医療、福祉等に関する学識経験者で構成する練馬区空き家等および不良居住建築物等適正管理審議会に諮りながら、空き家等の発生予防、有効活用および管理不全な空き家への必要な措置を柱に取組を進めている。

●あき地管理

区では、あき地の適正な管理を図るため、所有者等に対し、あき地の自主管理を依頼している。